



暮

ら

し

の

情

報

不用品情報交換 市原市



目次

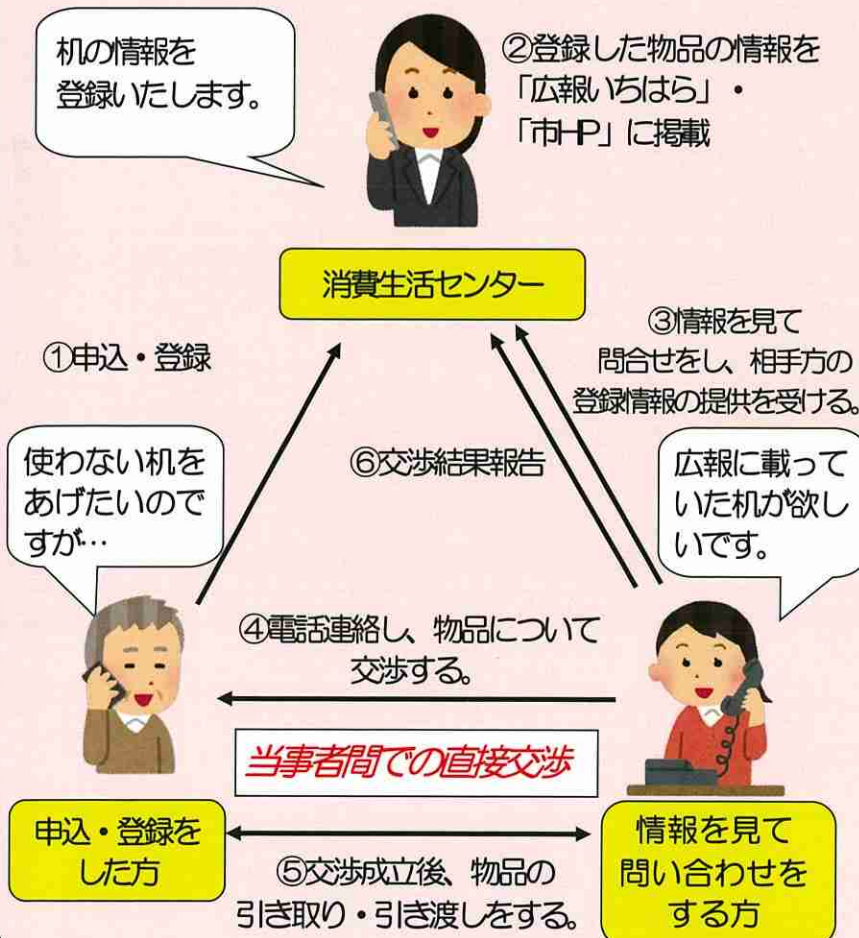
- P1 ご存知ですか？  
不用品情報交換「あげます・ください」
- P2,3 「必ず稼げる」？ 情報商材トラブル
- P4 出前講座のご案内



ご存知ですか？不用品情報交換「あげます・ください」

消費生活センターでは、ご家庭で不要・必要になった生活用品（家具・家電製品・ベビー用品など）の情報の登録・提供を無料でを行っています。（実物のお預かり・お引き取り等はありません。）登録された情報は、不用品情報交換「あげます・ください」として、「広報いちはら」と「市ホームページ」に掲載しています。ぜひご利用下さい。

【ご利用の流れ（イメージ）】



申込・登録方法

- ①電話（Tel：21-0844）
- ②ファックス（fax：21-0899）
- ③市ホームページ電子フォーム
- ④郵便

登録に必要な情報

- ①「あげたいもの（あげます）」または「ほしいもの（ください）」の物品
- ②氏名（※事業者不可）
- ③電話番号
- ④住所（※市内在住者限定）

主なご注意点

- ①取扱いできないもの（専売品・貴金属類・美術品・動植物・ガス器具・オートバイ・テレビ・消耗品・食料品など）があります。
- ②登録期間は登録日より90日間です。
- ③問い合わせがあった際、登録情報（氏名・電話番号等）をその方に提供します。ファックス・郵便でお申し込みの際は、「個人情報の提供に同意する」旨ご記入ください。
- ④登録情報の提供を受けた方は、交渉の成立、不成立にかかわらず、その結果を消費生活センター（Tel：21-0844）にご報告ください。





# 「必ず稼げる」？ 情報商材トラブル



インターネット上で販売している「**情報商材**」のトラブルが増加しています。高額収入を得るためのノウハウと称して販売される“**情報**”それ自体が商品で、仮想通貨の取引、写真投稿による広告収入、ブログ執筆など勧誘の切り口はいろいろです。広告には一様に「**誰でも簡単に月〇〇万円稼げる！**」「**完全自動で毎月安定収入！**」などの文字が躍っています。

しかし、そのような都合の良い話があるでしょうか・・・。

## 事例1



### 「写真を撮るだけで稼げる！」💀

ネットで「写真を撮るだけで稼げる！」との広告を見つけ、クリックした。ビジネスの紹介をしてくれる人物からのメールに記載されたリンク先ウェブサイトには、「写真を投稿してフォロワーがつくと儲かる」とあり、入門書である電子書籍を購入。

その直後に“自動的にフォロワーの増えるアプリ”を勧められて50万円で購入したが、**一向にフォロワーは増えず、収入にならない。**

## 事例2

SNSの広告に、「**ブログ執筆で収入が得られる**」「**広告通りに儲からなければ全額返金！**」とあるのを見つけ、メールをすると「**ノウハウの情報を20万円で購入する必要があるが、ブログ1本が5,000円で売れるのですぐに元が取れる**」「**収入が上がるまでサポートする**」と返信があり、クレジットカード決済で購入。

冷静になって考えれば、**素人の書いたブログがそのような高値で売れるわけはなく、騙されたのだと思う。**



## 事例3



### 「お金が永続的に増える！」💀

「**お金が永続的に増える**」というサイトを、SNSを通じて友人に紹介された。メールで問い合わせると「**何もしなくてよい**」「**生涯にわたり月々30万円もらえる**」と返信があり、ネットが苦手な自分でも大丈夫だと思った。

入会すると、より良い情報が得られるとの説明を受け、高額な入会金を払ってもすぐに取り戻せると考え、無理をして消費者金融でお金を借りて支払いに充てた。

しかし**実際は仮想通貨の取引をしなければならず、必ず儲かるわけもなく、借金だけが残った。**

“**収入を増やして生活を楽にしたい**”と、**思う気持ちに付け込まれないためには、どのような注意が必要でしょうか。**



## ☆消費者庁による注意喚起（消費者安全法第38条第1項に基づく公表）抜粋☆

- ①「あなたの写真が、今すぐお金に変わる！」などとうたい消費者に情報商材等の購入を持ちかけ、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成29年10月30日公表）
  - ・消費者の利益を不当に害する恐れのある行為（不実のことを告げること）を確認
  - ・「あなたの写真が、今すぐお金に変わる！」「写真を撮るだけで3日で3万円！」などとうたい、消費者に情報商材等の購入を持ちかけて、多額の金銭を支払わせる事業者
- ②「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年7月6日公表）
  - ・消費者の利益を不当に害する恐れのある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）を確認
  - ・「真似っこビジネス」「毎月150万円以上を狙う！システムツールをあなただけにプレゼント！」「やることは真似をするだけ！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者

参考：消費者庁HP 消費者被害防止に向けた注意喚起等

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/)

### 相談事例にみる問題点

#### 1. 誰でも簡単に高額収入が得られることを強調する広告・宣伝

「大金を手に入れられる」「簡単な作業である」などと根拠を示さないまま強調したり“成功者”と**自称**するカリスマが広告塔になっている、料金説明が不明確、など。

#### 2. 次々に別の高額な契約を迫るなどの強引な勧誘

無料や、少額の情報商材を入り口として、「高額なほど、有益な情報が得られる」など次々と高額契約に誘導される。

#### 3. クレジットカード契約や、借金をさせてまで高額な契約を結ばせる

複数のクレジットカードでの決済を促される、借金の方法を指南されるなど、無理をして支払いに充てた結果、返済困難に陥る。

#### 4. 広告や説明のように儲からない、サポートや返金保証がない

### トラブルに遭わないために！



- (1) 情報商材は、契約前に中身を確認することができません。少しでも不審に思ったら事業者への連絡は避けましょう！
- (2) 具体的な説明がないまま「誰でも簡単に高収入が稼げる」といった表現などがあれば、まずは疑問に思い、安易に契約をするのはやめましょう！
- (3) 「高額な契約を結ぶよう次々に勧誘される」「話が違う」などと思ったら、きっぱり契約を断りましょう！
- (4) クレジットカードでの高額決済や、借金をしてまでの契約は避けましょう！

🔗 契約に不安を感じたり、トラブルになったりした場合は、  
消費生活センターにご相談ください。



## 出前講座のご案内

～無料で講師を派遣します！～

消費者トラブルや悪質商法から身を守る方法など、生活に役立つ知識や情報を提供します。  
**費用は無料！**専門の資格を持った消費生活相談員が講師として皆さんの地域に伺います！

【対象】 市内在住、在勤又は在学する概ね10人以上の団体  
(老人会・町内会・保護者会・学校など)

【過去の開催テーマ】

- ・消費者トラブルについて  
(訪問販売・催眠商法など)
- ・高齢者をねらった悪質商法と  
地域の見守り力を高める
- ・高校生のネット契約トラブルから  
身を守る
- ・スマホトラブルについて など

☆テーマのご希望があればご相談下さい。



☆出前講座の様子☆

【講師】 市原市消費生活相談員

【開催日時】 12月29日から1月3日を除く日の  
9:00～17:00までの内2時間以内

【申込方法】

- ・開催希望日の1ヶ月前までに、電話で消費生活センター(☎21-0844)へ日時・内容等をご相談ください。
- ・日程等決定後、「出前講座申込書」をご提出いただきます。  
(申込書は消費生活センターから送付します。市ホームページからもダウンロード可能です。)



※開催日時は、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

※会場の確保・準備・当日の進行などの運営及び開催に係る費用は申込者負担  
でお願いします。

市原市消費生活センター  
住所 〒290-0081  
市原市五井中央西1丁目1番地25  
サンプラザ市原2階  
電話 0436(21)0844  
FAX 0436(21)0899  
H P [http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouchi\\_simin/index.html](http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouchi_simin/index.html)

消費生活相談専用電話※

0436(21)0999

相談受付時間 9:00～12:00・13:00～15:30  
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。